

ニセコ町景観条例の一部を改正する条例

ニセコ町景観条例(平成16年ニセコ町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「建築物等」を「建築物」に改め、「(以下「建築物」という。)及び建築物以外の工作物で第55条の規定に基づく規則(以下「規則」という。)で定めるものをいう」を削り、同条第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号中「建築物等以外のもの」を「前2号に掲げるもの(以下「建築物等」という。)以外のもの」に改め、同号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 工作物 次に掲げるものをいう。

ア 門、掘、垣、さく、擁壁その他これらに類するもの

イ 煙突その他これらに類するもの

ウ 物見塔その他これらに類するもの

エ 通信用鉄塔その他これらに類するもの

オ 彫刻、記念碑その他これらに類するもの

カ 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設

キ その他町長が指定し、告示したもの

第28条各号列記以外の部分に次のただし書きを加える。

ただし、第1号及び第2号に掲げる行為のうち改築、増築、増設、外観の模様替え又は色彩の変更については、これらに係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のものを除く。

第28条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 高さが10メートルを超え、又は延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物の新築、改築、増築、移転又は外観の模様替え若しくは色彩の変更(改築後又は増築後の高さ又は面積が当該規模を超えるものを含む。)

(2) 高さが10メートル(第2条第6号のアにあっては5メートル)を超え、又は築造面積が1,000平方メートルを超える工作物の新設、改築、増設、移転又は外観の模様替え若しくは色彩の変更(改築後又は増設後の高さ又は面積が当該規模を超えるものを含む。)

第28条第3号を削り、同条第4号中「新設及び増設」を「新設、改築、増設又は移転」に改め、同号を第3号とし、同条第5号中「未満」を「以下」に改め、同号を第4号とし、同条第6号中「未満」を「以下」に改め、同号を第5号とする。

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。